

## 群馬大学医学部附属病院長解任規程

平成30年11月9日 制定  
改正 令和元年10月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の解任について必要な事項を定める。

(病院長の解任)

第2条 学長は、病院長が次の各号のいずれかに該当するときは、群馬大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「候補者選考会議」という。）の審査に基づき、役員会の議を経て病院長を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) その他学長が病院長たるに適しないと認めるとき。

(解任審査依頼)

第3条 学長は、病院長が前条各号のいずれかに該当するときは、別紙様式第1号により候補者選考会議に解任の審査を依頼しなければならない。

(解任の審査)

第4条 候補者選考会議は、前条に規定する学長からの依頼に基づき、当該解任理由について審査する。

- 2 候補者選考会議は、前項の審査を行うに当たっては、病院長に対し、当該審査の理由を記載した別紙様式第2号による説明書を交付する。
- 3 候補者選考会議は、病院長が前項の説明書を受領した日の翌日から起算して7日以内に請求した場合は、病院長に対し、口頭又は別紙様式第3号による書面での申立ての機会を与えるものとする。

(事情聴取)

第5条 候補者選考会議は、前条の審査を行うに当たり、必要に応じて病院長又はその他必要な者から事情聴取を行うことができる。

(審査結果報告)

第6条 候補者選考会議は、審査終了後速やかに、別紙様式第4号により審査結果を学長に報告するとともに、病院長に結果を伝達するものとする。

(解任の公示)

第7条 学長は、前条の報告に基づき、役員会の議を経て病院長の解任を行うことを決定したときは、別紙様式第5号により、速やかに公示するものとする。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、病院長の解任に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年11月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

病院長解任審査依頼書

(元号) 年 月 日
群馬大学医学部附属病院長 候補者選考会議議長 殿
国立大学法人群馬大学長 印
下記の事由により、群馬大学医学部附属病院長解任規程第3条の規定により、群馬大学医学部附属病院長の解任の審査を依頼します。
解任事由（該当する事項にレ印を付すこと。複数可） （群馬大学医学部附属病院長解任規程第2条各号に規定する事由） <input type="checkbox"/> 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 <input type="checkbox"/> 職務上の義務違反があるとき。 <input type="checkbox"/> その他病院長たるに適しないと認めるとき。
（解任事由の具体的内容について記述すること。）

（注）用紙は、日本産業規格A4縦型とする。

病 院 長 解 任 審 査 説 明 書

1 氏 名
2 解任審査の根拠規定
群馬大学医学部附属病院長解任規程 第2条第 号
3 解任審査の理由
上記により病院長の解任審査を行うに当たり、この病院長解任審査説明書を交付する。  （元号） 年 月 日  群馬大学医学部附属病院長候補者選考会議議長

（注）用紙は、日本産業規格A4縦型とする。

別紙様式第3号（第4条関係）

病院長解任審査に対する申立書

氏名

印

（解任審査に対する申立て）

（注）用紙は，日本産業規格A4縦型とする。

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

群馬大学医学部附属病院長  
候補者選考会議議長

### 病院長解任審査の結果について（報告）

（元号） 年 月 日付けで依頼のありました群馬大学医学部附属病院長の解任審査について、群馬大学医学部附属病院長解任規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1 審査結果

解任事由に該当する。  解任事由に該当しない。

（該当する解任事由：群馬大学医学部附属病院長解任規程第2条第 号）

##### 2 判断理由

# 公 示

群馬大学医学部附属病院候補者選考会議の解任審査に基づき、役員会の議を経て、群馬大学医学部附属病院長の解任を決定したので、群馬大学医学部附属病院長解任規程第7条の規定により、下記のとおり公示する。

## 記

- 1 職・氏名 群馬大学医学部附属病院長
- 2 解任理由

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学長 印